

令和6年（行ケ）第16号当選無効等請求事件

原告 山口あずさ 外6名

被告 東京都選挙管理委員会

陳 述 書

令和6年11月7日

東京高等裁判所裁判所第21民事部ホB係 御中

原告 加 藤 弘 吉

頭書の事件について、次のとおり陳述します。

私は東京都内在住52年で選挙権を得てから50年になります。その間都知事選挙は15回実施されておりますが、棄権をしたことはありません。そのような中で今回の知事選挙は異常な状況下で行われたにもかかわらず、現職の小池百合子知事が3選を圧倒的な票差で果たしました。

しかしながら、客観的に公選法を当てはめたら、今回の結果になることは到底認められません。

1. 訴状の第1の2(2)地位利用による出馬要請については、本選公示前の5月28日に52の首長から出馬要請した旨の記載を答弁書でも認めており、この要請は現職小池知事から依頼されたという証言が複数の首長からされています。

たとえ間接的であったとしても、補助金の交付、事業の許認可などの権限をもつ都知事が所管内の62首長へ要請することは、いわば踏み絵を踏ませるようなものです。このような行為は、その地位を利用した場合の事例であり、愛媛県の公選法の違反事例(甲第40号証)としても紹介されていることと合致します。

つまり、今回のケースで見ると62首長中で52首長(八王子、武蔵野、三鷹、青梅、府中、昭島、調布、日野、東村山、国分寺、国立、福生、狛江、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山、羽村、あきる野、西東京、千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、太田、豊島、北、荒川、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩、大島、利島、新島、神津島、三宅、御蔵島、八丈、青ヶ島、小笠原)は出馬要請に名前を連ねましたが、10首長(立川、町田、小平、稲城、多摩、小金井、渋谷、中野、世田谷、杉並)は要請に加入りませんでした。

これらの事実により小池知事は、公選法136条の2項違反の容疑で5月26日、市民175人から刑事告発されており、告発状提出後の司法記者クラブでの記者会見において山下幸夫弁護士は「都知事は強大な権限を持つ。都内の自治体に幹部クラス職員を派遣している。その知事が自分自身のために地位を利用して行った選挙活動だ」と指摘しています。また、同席した原告の市民から「職権を使った圧

力をかけ、要請を取りまとめさせた。自作自演だ。」などと語りました。

また、鈴木烈都議が5月27日、立川市の自治体議員の集まる場で耳にした話として、「市長会と区長会で、ある首長が小池知事からの要望をにおわせつつ、小池知事の出馬への賛同を募っていたというのです。知事は表立って『依頼した』とは言わないでしょうけど、ある自治体の市長は『知事からと受け止めている』『賛同しない場合は報復があるかもしれない、受け入れざるを得ない』と言っていました」（甲第41号証）と報じられています。これは実質的な『踏み絵』に他なりません。

一方、答弁書では小池候補は公選法136条の2項の規定に違反するとして有罪判決を受けていないとしていますが、愛媛県の違反事例からも明々白々であり刑事事件の検察の処理の遅さから有罪判決が遅れているだけであり、法律の違反要件に当てはめをすれば容易に判断できるものと思料いたします。

もし、今回のケースが違反ではなくなったら公選法136条の2項の意義が失われて、現職が地位を利用して優位に選挙を行うことが可能となり、選挙の公平と公正さは失われ、結果、法治国家、民主国家の否定に繋がります。特に民主主義の根幹は、主権在民であり、公平公正な選挙で首長を選ぶことは日本国憲法の根幹を成すものだからです。

2. 訴状の第1の2（3）地位利用による選挙運動について、訴状内容を補足すると以下の事実から明らかに選挙運動ということが判明しますので申し述べます。
 - 1) 都知事の定例記者会見は、東京都が大株主であるTOKYO MX TVを利用して、毎週金曜日に開催しており、現状、小池知事からの政策などの報告の後に、都庁記者クラブを中心に事前に通知をした質問への回答を小池知事が行う内容となっており、都庁のチャンネルを含めて東京MXテレビとYouTubeなどSNSでも誰でも何所でも視聴できるようになっています。

6/20都知事選挙公示、7/7投開票日と定まっている中で、少なくとも5月24日の出馬表明前および5月31日、6月7日、14日の公示前、6月21日、

28日、7月5日の公示後に関係なく、小池知事から政策報告がされた後に選挙に関しての選挙運動類似行為や事前運動にあたる内容でも選挙運動の活動内容を報告して、他候補とは明らかに現職の地位を利用した活動が公然と行われています。

従って、小池候補はほかの候補と比べて圧倒的に有利な選挙事前活動、及び選挙活動が公金により公然と行われており、選挙の公正、公平な活動が著しく害されていることが明白になっています。

一方、現職の小池知事以外の候補者は、公金で賄える放送としては、NHKのテレビとラジオによる政見放送のみであり、それ以外のネット配信等は全て候補者側の負担となっています。同じ供託金を支払い同じ土壌での選挙活動が、都知事選挙においては出来ていないのが実情であり、小池知事としては記者からの質問で、それに答える形式であり、あくまでも選挙に関する発言の主体は、小池知事側でないことを強調していますが、本来であれば、質問に対して、選挙の事前運動、準備運動、選挙期間中の活動要件から、回答できない旨の発言をすべきところ、そのような発言は殆どされていないのです。

つまり、小池都知事側が有利な回答を引き出すように都庁記者クラブが忖度しているとの見方も可能なのです。

いずれにしても、今回の選挙においては、現職の公務員である小池知事側の行為は、有権者への欺罔行為に近い行為と思料します。

本来、公選法での公務員等の地位を利用した選挙運動の禁止（136条2項）は厳密に適用することが求められているはずなのです。

2) 小池知事は定例記者会見以外でも前期の1)を利用して公約実現、政策アピールなど東京都の広報機能として選挙前選挙期間など関係なく出演して自身の広報活動も変わらず実施しており、こちらも公務員の地位利用による選挙活動として、自粛すべきところ、特に自粛した形跡もないのも違法性があると思料いたします。

3) 前記の1)事実からも公選法の目的

第1条 この法律は、日本国憲法の精神に則り（中略）、地方公共団体の長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする

とされていることに対し、今回の都知事選挙は、大きな乖離が存在すると思料するものです。

つまり、現職の公務員の地位を余すことなく利用した選挙活動で不平等極まりない状況を鑑みる時、本件を適法とする理由はないものと断じざるを得ません。

以上により、刑事事件としての有罪有無ではなく、公選法の136条の2項の違法性を認め、小池都知事の当選は無効とされなければならないと考えます。